



島根県報

平成30年8月3日（金）

第3,028号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（3件）	（高齢者福祉課）	2
土地改良区の役員の就任の届出	（農村整備課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（　　　　　）	3
解除予定保安林	（森林整備課）	4
指定施業要件の変更予定保安林	（　　　　　）	4
保安林の指定	（　　　　　）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	6

【公 告】

島根県電子調達システム（第3期システム）開発及び運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（土木総務課）	7
採石業務管理者試験の実施	（河川課）	12

【特定調達公告】

大気環境監視テレメータシステムの賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（環境政策課）	13
県立学校教育用コンピュータ等機器（浜田高等学校外1校）の調達に係る一般競争入札の落札者等	（教育施設課）	14
県立学校教育用コンピュータ等機器（横田高等学校外2校）の調達に係る随意契約の相手方等	（　　　　　）	14

【人委告示】

平成30年度島根県職員（経験者）採用試験の実施		15
-------------------------	--	----

告 示**島根県告示第545号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 アクティブ ライフ保知石	通所介護	有限会社アクティブラ イフ保知石つどいの丘	出雲市上塩冶町上沢2848番 地25	平成30年 7 月 1 日

島根県告示第546号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 恵寿会	通所介護	出雲サンホーム 地域 福祉サービスセンター ソレイユ	出雲市神西沖町1315	平成30年 8 月 1 日

島根県告示第547号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 永瀬脳外科 内科	通所介護	デイサービス「すみよ し」	益田市本町3-19	平成30年 8 月 1 日

島根県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市三瓶町池田土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

丹波 篤 大田市三瓶町池田2097番地
川村 二六 大田市三瓶町池田1835番地
中間 功 大田市三瓶町池田2085番地 1
松村 和夫 大田市三瓶町池田2289番地
飯田 勝美 大田市三瓶町池田1953番地 1
安井 克己 大田市三瓶町池田2309番地
川村 彰宏 大田市三瓶町池田1633番地
飯田 享 大田市三瓶町池田1922番地 5

監事

塚田 恵一 大田市三瓶町池田110番地
中尾 浩二 大田市三瓶町池田2316番地
栗本 敏昭 大田市三瓶町池田2132番地 1

2 就任年月日

平成30年 4 月 26 日

島根県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市三瓶町池田土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

丹波 篤 大田市三瓶町池田2097番地
川村 二六 大田市三瓶町池田1835番地
中間 功 大田市三瓶町池田2085番地 1
松村 和夫 大田市三瓶町池田2289番地
飯田 勝美 大田市三瓶町池田1953番地 1
安井 克己 大田市三瓶町池田2309番地
川村 彰宏 大田市三瓶町池田1633番地
飯田 享 大田市三瓶町池田1922番地 5

監事

塚田 恵一 大田市三瓶町池田110番地
中尾 浩二 大田市三瓶町池田2316番地
栗本 敏昭 大田市三瓶町池田2132番地 1

2 就任年月日

平成30年 5 月 21 日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

丹波 篤 大田市三瓶町池田2097番地
川村 二六 大田市三瓶町池田1835番地

中間 功 大田市三瓶町池田2085番地 1
松村 和夫 大田市三瓶町池田2289番地
飯田 勝美 大田市三瓶町池田1953番地 1
安井 克己 大田市三瓶町池田2309番地
川村 彰宏 大田市三瓶町池田1633番地
飯田 享 大田市三瓶町池田1922番地 5

監事

塚田 恵一 大田市三瓶町池田110番地
中尾 浩二 大田市三瓶町池田2316番地
栗本 敏昭 大田市三瓶町池田2132番地 1

島根県告示第550号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡邑南町阿須那2390－8、2390－9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第551号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年8月3日

島根県知事 溝口善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1350-4、イ1351-2、イ1351-7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町波佐イ1350-4・イ1351-2・イ1351-7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第553号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー安来店 島根県安来市安来町字八幡408番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ジュンテンドー新安来店

(変更後) ジュンテンドー安来店

(4) 変更の年月日

平成30年 7 月 21 日

2 届出年月日

平成30年 7 月 23 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市政策推進部商工観光課（安来市安来町878番地2）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

島根県電子調達システム（第3期システム）開発及び運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成30年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県電子調達システム（第3期システム）開発及び運用保守業務

(2) 仕様

島根県電子調達システム（第3期システム）開発及び運用保守業務提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 開発期限及び運用期間

ア 開発：契約の日から平成31年 4 月30日まで

イ 運用保守：平成31年 5 月 1 日から平成35年10月31日まで

(4) 提案価格の上限額

ア 開発費：156,951,990円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

各年度上限額 平成30年度 41,946,190円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

平成31年度 40,129,400円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

平成32年度 24,958,800円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

平成33年度 24,958,800円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

平成34年度 24,958,800円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ 運用保守費（平成31年 5 月 1 日から平成35年10月31日までの 4 年 6 ヶ月分）：136,534,600円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

各年度上限額 平成31年度 27,812,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

平成32年度 30,341,200円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

平成33年度 30,341,200円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

平成34年度 30,341,200円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

平成35年度 17,699,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

ウ 総額：293,486,590円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ク 国、都道府県、公団又は公社において、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）及び一般財団法人港湾空港総合技術センター（S C O P E）が提供する電子入札コアシステムを用いた電子入札システムの開発業務を受注した実績を有する者であること。ただし、公告日において稼働を終了しているものは除く。

ケ 上記クにおいて受注し、開発したシステムに関する保守・維持管理等の運用業務を受注した実績を有する者であること。

コ 情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）適合性評価制度（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）における認証を取得していること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のクからコまでに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

3 提案競技実施要領、様式等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成30年8月3日（金）から同月17日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階） 島根県土木部土木総務課建設産業対策室

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 提出先は、12と同じとする。
- (3) 提出期限は、平成30年8月17日（金）午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、平成30年8月24日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファクシミリ又は電子メールにより通知する。

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）等の島根県において定める入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 財務諸表（決算報告書） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 島根県税の全税目未納の徴収金がないことの証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 消費税及び地方消費税の未納の税額が無いこと又は納税義務がないことの納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

キ 電子調達システム開発及び運用保守業務の受注実績表 1部

ク 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

ケ 担当者届 1部

コ 現在、島根県の入札参加資格を有しているものがあれば、その認定通知書の写し（業務委託、物品又は役務で有しているもの全て） 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成30年8月31日（金）午後5時までに提出すること（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）。

ウ 提出先

12に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成30年9月10日（月）までに郵送で通知する。

7 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県電子調達システム（第3期システム）の開発及び運用保守業務について提案すること。ただし、必要があると認める場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 要求する仕様

仕様書によるものとする。

(3) 提出書類の形式

ア 提案書の形式は任意とする。ただし、用紙は全てA4版とし、ページ番号を付するものとする。

イ 見積書は、3で配布する様式による。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

(7) 提案書 30部

(4) 見積書 1部

ウ 提出期限

平成30年9月14日（金）午後5時までに提出すること（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）。

エ 提出先

12に同じ。

8 選定方法

(1) 評価手順

ア 別に設置する「島根県電子調達システム（第3期システム）調達に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において厳正な評価及び選定を行う。

(7) 第1次審査

提案価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が、1の(4)の総額及び各年度上限額を上回らない提案書について、仕様書等に記載する内容を満たしているか否かを審査し、上位の提案者を3者程度選定の上、採否を提案者へ通知する。なお、提案価格が総額及び各年度上限額を上回るもの及び提案書記載内容確認表に記載のある「必須項目」についての提案がないものは不採択とする。

提案者が少数の場合は、第2次審査の対象となり得る提案者であるかどうかを審査する。

(4) 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を選定する。プレゼンテーション及びヒアリングの説明者については5名以内とし、5の(1)のケで届け出た担当者を必ず含めること。

(2) 提案者の評価方法

ア 提案内容が要求する仕様を全て満たしているものを評価対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

ウ 評価項目及び評価配点は次のとおりとする。

(7) 費用に関する項目 45点

(4) プロジェクト管理に関する項目 16点

(7) システム基本方針等に関する項目 50点

(エ) システム開発に関する項目 18点

(7) システム運用保守に関する項目 21点

(3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果については、次のア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果については、次のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。なお、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案書の内容が明らかに仕様書の内容を満足しないとき。

(5) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(7) 島根県が実施する入札について公告日から第2次審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。

(8) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い、合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) 再委託

ア 契約予定者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

イ 契約予定者は、アのただし書の規定により発注者に承諾を求める場合においては、再委託先の名称、再委託する理由、再委託の内容、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を書面で提出し、発注者の承諾後速やかに、発注者に対し「保護すべき情報の取扱いに係る特記事項」に記載する契約予定者の義務と同様の義務を再委託先が有しそれを遵守する旨の再委託先が作成した誓約書を提出しなければならない。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。
 - (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
 - (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
 - (5) 提出書類は、返却しない。
 - (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
 - (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。
- 12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）
- 郵便番号690-8501
- 松江市殿町8番地 島根県土木部土木総務課建設産業対策室
- 電話 0852-22-5185 ファクシミリ 0852-22-5782
- 電子メール shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to required: Installation of online electronic bidding exchange system (3rd iteration)
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 5:00 p.m. September 14, 2018
- (3) Contact: Shimane Prefectural Government, Department of Public Works, General Affairs Division for Public Works, Construction Industry Policy Office 8 Tono-machi, Matsue-City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
Phone: 0852-22-5185

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成30年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成30年10月12日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

- (3) 受験票（所定の様式）
- 5 受験手数料
8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。
- 6 受験願書等の請求先
島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所、一般社団法人島根県採石協会又は一般社団法人島根県東部地区採石業協会
- 7 受験願書等の提出先
〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課
- 8 受験願書等の受付期間
平成30年8月31日（金）から同年9月14日（金）午後5時15分まで
なお、郵送の場合は、平成30年9月14日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 9 受験票の交付
受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。
- 10 結果発表
試験結果は、平成30年11月1日（木）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。
- 11 その他
詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続きに係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
大気環境監視テレメータシステムの賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県環境生活部環境政策課 島根県松江市殿町128番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
グリーンブルー株式会社 代表取締役 杉本 健司 神奈川県横浜市神奈川区西神奈川一丁目14番12号
- 5 落札金額
43,651,920円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成30年6月5日

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 8 月 3 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
県立学校教育用コンピュータ等機器（浜田高等学校外1校） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年 6 月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡 秀則 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号
- 5 落札金額
50,220,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成30年 4 月24日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 8 月 3 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 物品等又は役務の名称及び数量
県立学校教育用コンピュータ等機器（横田高等学校外2校） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年 6 月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡 秀則 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号
- 5 随意契約に係る契約金額
49,377,600円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 8 特例公告を行った日

平成30年 4 月 24 日

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第 8 号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成30年度島根県職員（経験者）採用試験を次のとおり実施する。

平成30年 8 月 3 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成30年 8 月 6 日（月）から同年 9 月 14 日（金）まで

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、9 月 14 日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、9 月 12 日（水）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定 人 員	職 務 内 容
経 験 者	行 政	10名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
	水 産	1 名	島根県の諸機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。また、10月14日に別途実施予定の採用選考による試験との併願はできない。
- 2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。
- 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢

試験の種類	試験区分	年 齢
経 験 者	行 政	昭和56年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれた者
	水 産	昭和53年 4 月 2 日から昭和61年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	試験日	試験地及び試験場	合 格 発 表
第 1 次試験	平成30年10月14日（日） 受付時間	松 島根県職員会館 江 （松江市内中原町）	試験区分「水産」は11月 7 日（水）、 試験区分「行政」は11月14日（水）に

	9 : 00 ~ 9 : 30	市		県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 ※試験区分「行政」の第1次試験自己PR型面接試験対象者は10月26日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。
	試験時間	浜	島根県浜田合同庁舎	
	10 : 00 ~ 14 : 30	田	(浜田市片庭町)	
	(試験区分「水産」は10 : 00 ~ 16 : 20)	市		
※試験区分「行政」の個別面接試験日 平成30年11月10日(土)又は11月11日(日)のうち指定する1日 ※詳細は対象者に通知 (試験場 島根県松江合同庁舎)		東	ビジョンセンター東	12月上旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
		京	京	
		都	(中央区八重洲)	
		大	JEC日本研修セン	
		阪	ター江坂	
		府	(吹田市江坂町)	
第2次試験	平成30年11月24日(土)又は11月25日(日) ※詳細は、第1次試験合格通知により通知する。	松	島根県職員会館	
		江	(松江市内中原町)	
		市		

5 試験の種目、配点及び内容

区 分	試験区分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	行政	教養試験 (40点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
		自己アピール論文試験 (60点)	自己の経験等(職務等の内容、具体的な実績、資格等)及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験
		自己PR型面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出) ※面接の冒頭で、自己アピール論文試験で作成した論文に基づくプレゼンテーションを5分間程度実施 ※筆記試験結果の上位の者を対象に11月10日又は11月11日に実施
	水産	教養試験 (20点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
		専門試験 (40点)	専門的な知識及び能力についての記述式による筆記試験
		自己アピール論文試験 (40点)	自己の経験等(職務等の内容、具体的な実績、資格等)及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験
第2次試験	全試験区分	面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
		適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
水産	水産経済、水産環境科学、水産生物資源、水産増養殖、漁業学

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎 1 階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

9 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

初任給の例（平成30年 4 月 1 日現在）

試験区分	学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
経験者	大学卒	30歳	8年	228,271円
		35歳	13年	249,288円
		37歳	15年	275,634円